

厚生労働大臣が定める揭示事項

医療情報取得加算について

- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・正確な情報を取得・活用するためにマイナンバーカードによる保険情報・医療情報・薬剤情報を取得し、その情報を活用して診療を行っております。

医療DX推進体制整備加算について

当院は医療DXを通じた質の高い診療提供を目指しております。

- ・オンライン請求を行っております。
- ・オンライン資格確認等システムにより取得した医療情報を、診察室等で閲覧・活用できる体制を実施しております。
- ・マイナ保険証（マイナンバーカードの保険証利用）を促進しております。
- ・電子処方箋の発行や電子カルテ共有サービスなどの取組を実施してまいります。
（※今後導入予定）

一般名処方加算について

- ・現在、一部の医薬品の供給が不安定な状況が続いています。そのため、当院ではジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。
- ・当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく、医薬品の有効成分をもとにした『一般名処方』を行う場合があります。『一般名処方』により、医薬品の供給不足が生じた場合であっても、必要な医薬品が提供しやすくなります(※)。
- ・令和6年10月より長期収載品について医療上の必要性があると認められない場合に患者の希望を踏まえ処方等した場合は選定療養として特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・一般名での処方について、ご不明な点等がありましたらご相談ください。
※『一般名処方』とは、お薬の有効成分をそのままお薬名として処方することです。これにより、供給が不安定な医薬品であっても有効成分が同じである複数の医薬品から選択することができ、患者様に必要な医薬品を提供しやすくなります。

後発医薬品使用体制加算について

- ・後発医薬品を採用する場合、薬剤部門において品質及び安全性、安定供給体制等の情報を収集した上で評価を行い、薬事審議会で決定しています。
- ・医薬品の供給状況によって投与する薬剤を変更する可能性があります。その際は入院患者さんにご説明します。

診療報酬明細書の発行について

当院では医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行致します。発行を希望される方は、会計窓口にてお申し付けください。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への交付も含めて、自己負担のある方で明細書の発行を希望されない方は、受付又は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

コンタクトレンズ診療費について

- ・当院はコンタクトレンズの装用を目的としている方にかかる費用は次のとおりです。
初診料：291点、再診料：75点、コンタクトレンズ検査料1：200点
※厚生労働省が定める疾病等によっては、上記のコンタクトレンズ検査料ではなく、眼科学的検査料で算定する場合があります。
- ・診療を行う医師：西條 智博【眼科診療経験年数 23年(令和6年4月現在)】

当院歯科における医療安全対策の取り組み

当院では歯科の特性に配慮した総合的な歯科医療環境の整備を行っています。安全で良質な医療を提供し、患者さんに安心して治療を受けていただくために口腔外バキュームの設置や口腔内で使用する歯科医療機器などについて、患者ごとの交換や、専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底するなど十分な院内感染防止対策器具の交換などを通じて院内感染に対する配慮を行い、各医療安全に関する指針の整備を行っています。

また、緊急時の対応として当院の医科診療科と連携し体制を整えています。